

第四百十五号議案

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第百七号）の一部を次のように
改正する。

第四条の次に一条を加える改正規定中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により」を削
る。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）
の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第四百十五号議案

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例